
2 基本構想

(1) 将来都市像

(2) 将来展望人口（岡谷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）

(3) 土地利用の構想

(4) まちづくりの基本目標

(5) 施策の大綱

2 基本構想

(1) 将来都市像

① まちづくりの基本理念

本市は、緑と湖につつまれた美しい自然のもとに、先人の培ってきた歴史、文化、伝統を受け継ぎながら、生活の質や都市の魅力を高める施策の展開を図ることによって、人と自然が共生する健康で文化的な活力あるまちづくりを進めてきました。

岡谷市民憲章は、このまちづくりに関する市民共通の基本的な姿勢を示したものであり、いつの時代にあっても変わらない普遍的な目標として市民に根付いています。

このため、第5次岡谷市総合計画においても、岡谷市民憲章をまちづくりの基本理念として、市民総参加によるまちづくりを力強く進めていきます。

◆ 基本理念 ◆

- あたたかい心でまじわり、住みよい人間尊重のまちをつくります
- 自然を保護し、公害のない美しい環境のまちをつくります
- 心身をきたえ、明るい健康のまちをつくります
- 教養を深め、かおり高い文化のまちをつくります
- 仕事に誇りをもち、豊かな産業のまちをつくります

②将来都市像

地方自治体の責務として、市民のみなさんの福祉の増進を図ることや、まちの活力や魅力を生み出すことを使命とし、中長期的な視点のもとで、人口減少や社会経済状況の変化と地域課題に対応しながら、令和元(2019)年度からの10年間の岡谷市が、市民誰もが安全で安心して、健康で生きがいを持って暮らすことができ、このまちに住み、働くことに誇りと自信、そして、愛着をもてるまち。将来にわたって持続可能で、将来のまちに多くの夢と希望を描ける確かなまちづくりを進めるため、将来都市像を次のとおり定め、その実現をめざします。

『 人結び 夢と希望を紡ぐ たくましいまち岡谷 』

【将来都市像への想い】

まちづくりの中心は「人」であり、いつの時代も、また、どのような状況下にあっても変わることのない、普遍的なものです。

「人結び」とは、本市にかかわるすべての「人」と「人」があたたかい「心」でまじわり、多様な主体による地域の支えあいがいさらに強くなっていくことをはじめ、「人」と「もの」や、「人」と「こと」、「人」と「情報」など、あらゆるものの結びつきが深化していくことを表しています。

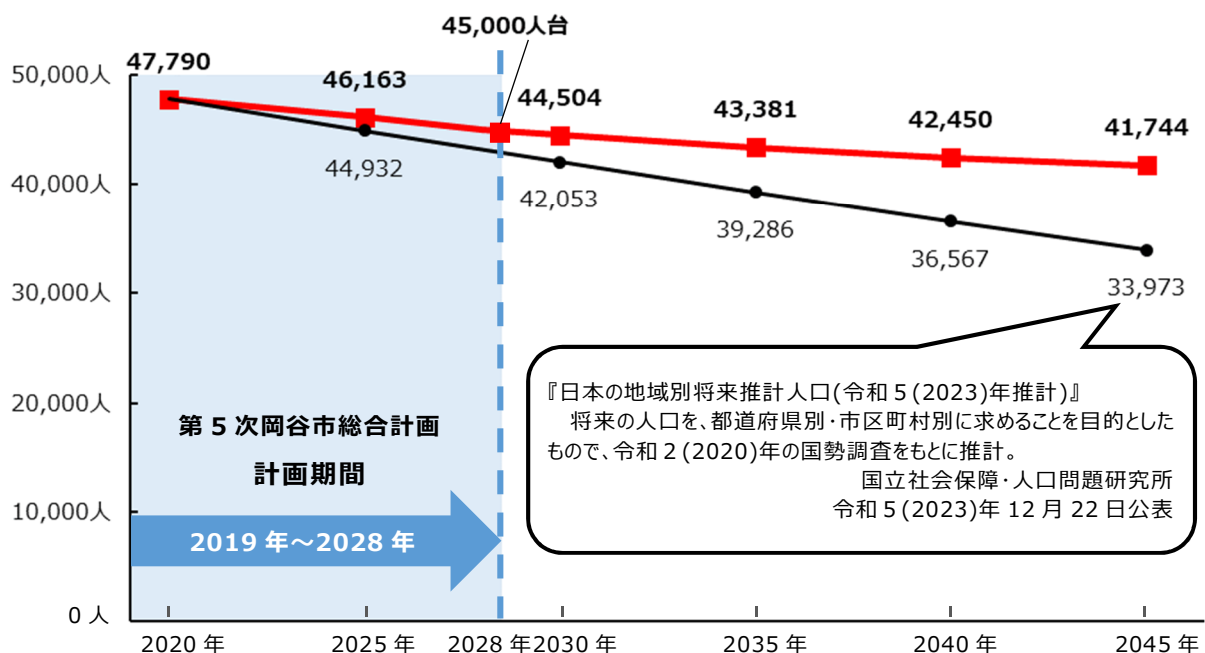
また、「夢と希望を紡ぐ」とは、本市の礎を築いた製糸業－繭から繊維を引き出し、^よ縊りをかけて糸にする－になぞらえて、さまざまなものの結びつきにより、市民やまちが抱く夢や希望が紡ぎ出され、実現し、シルクのように美しく強く、そして輝きを放つ人々とまちを表しています。

さらに「たくましいまち」は、岡谷に住み、働き、学び、訪れるすべての人々が、安全で安心して暮らしたり、過ごしたりすることができるまちとしての「やさしさ」と、産業振興によるまちの活力やにぎわいをはじめ、安定した財政基盤など、さまざまなものにより支えられた「揺ぎない力強さ」をイメージしています。

(2) 将来展望人口（岡谷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）




- 令和 5 (2023) 年 12 月 22 日に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口(令和 5 (2023) 年推計)」によれば、本市の人口は、令和 27(2045)年に 33,973 人まで減少すると予測されており、国全体が人口急減という深刻な課題に直面する中、本市においても人口減少は避けられない状況にあります。
- 平成 27(2015)年に策定した「岡谷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン[※]」では、「出生数の減少」と「市外への転出超過」の 2 点を、本市における人口減少の課題として捉えており、中でも企業などで働き手の中心となり、今後、出産や育児を迎える 20 歳代、30 歳代の若い世代の転出抑制が、人口減少対策のポイントであるとしています。
- また同ビジョンでは、「出生数の減少に歯止めをかけ、年少人口を増加に転じる施策」や、「20 歳代、30 歳代の転出を抑制し、20 歳代、30 歳代の転入を促進する施策」などを講じることなどにより、2060 年に 4 万人台の維持をめざしています。
- 第 5 次岡谷市総合計画では、同ビジョンに掲げる 2060 年の将来展望人口 4 万人台の維持に向けた令和元(2019)年から 10 年間の取組として、「ものづくり産業の振興による働く場の確保」、「安心して子どもを産み育てることができる環境の整備」、「本市の魅力を市内外に発信」することなどにより、将来展望人口の実現をめざします。

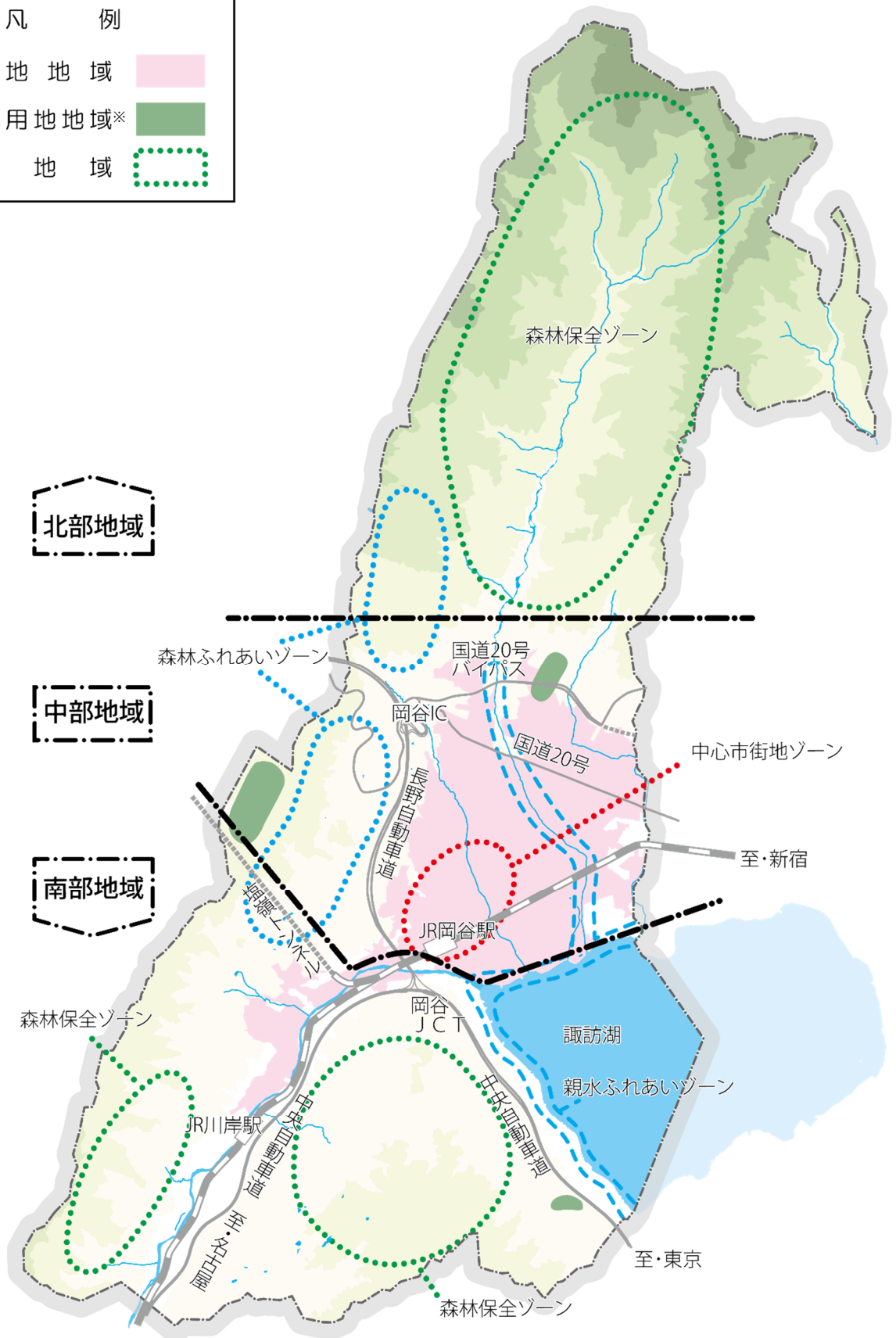
第 5 次岡谷市総合計画終了時(2028 年)の展望人口 45,000 人台を維持



(3)土地利用の構想

①土地利用構想図（整備ゾーン）

凡 例	
市街地地域	
農振農用地地域※	
森林地域	



本市の面積は 85.10 k m²で、その約 3 割の可住地に約 46,000 人の市民が生活しています。そのため、市民共有の財産である市域の有効利用を図ることは、大変重要な意味を持ちます。

人口減少社会の到来を踏まえつつ、地域の振興を基本として、自然的、社会的、文化的な特性に配慮した、土地の有効活用を図り、健康で文化的な生活環境の確保と地域の均衡ある発展を総合的かつ計画的に推進します。

②地域別土地利用

本市の地域を、横川山を中心に豊かな自然をたたえる「北部地域」と、市街地と塩嶺一帯の山林を含む「中部地域」、さらに、湊地域、川岸地域と西山地域からなる「南部地域」に分けて、土地利用を検討します。

ア 北部地域

北部地域については、水源かん養[※]などの機能が低下しないよう、自然環境の保全に努めるとともに、森林の保全、整備を推進します。

イ 中部地域

中部地域については、都市化の進展に対応して、地域の実情に応じた秩序ある土地の有効利用と都市機能の充実に努め、基盤整備とあわせて都市景観整備を進めることにより、市民の憩いの場としての公園、緑地、水辺環境などの充実に図り、快適な都市環境の整備を推進します。

また、地域内の農用地については、優良農地の確保に努め、農用地の適切な維持、管理を促進するとともに、将来を展望した土地の有効利用を検討します。

ウ 南部地域

南部地域については、周辺環境などに配慮しながら、地域の実情に応じた活性化に向けて都市基盤整備を推進します。

また、西山地域は、森林保全整備を推進し、自然を守り育て、森林の総合的な利用を推進します。

一方、諏訪湖については、自然環境、景観の保全に努め、湖と景観を活かした親水環境の形成を推進します。

③目的別土地利用

地域の特性を活かした均衡ある発展を図るとともに、乱開発の防止および適切な土地利用を誘導するため、4つの整備ゾーンを設定し、地域整備を推進します。

ア 中心市街地ゾーン

中心市街地ゾーンについては、商業、業務、医療、文化、住宅と交通並びに情報通信機能の集積、誘導を進め、それぞれの有機的な連携を図ることによって、本市の中核的な拠点地区の形成を図ります。

イ 森林保全ゾーン

森林保全ゾーンについては、保安林指定、もしくは保全を優先すべき森林区域であり、土砂流出防備、水源かん養などの公益的機能の充実、自然資源を活かした整備を図ります。

ウ 森林ふれあいゾーン

森林ふれあいゾーンについては、自然とふれあい、レクリエーション活動などの場として、森林や公園施設などの機能を増進するための整備を進め、森林の総合的な利用を推進します。

エ 親水ふれあいゾーン

親水ふれあいゾーンについては、水辺の自然環境に配慮しながら、水辺空間と自然を活かした緑豊かな快適空間を確保し、憩いとやすらぎの場、心身の健康づくりの場、スポーツ、文化などの交流の場として整備を進めます。

(4)まちづくりの基本目標

将来都市像である「人結び 夢と希望を紡ぐ たくましいまち岡谷」の実現に向けて、6つのまちづくりの基本目標のもとに、施策の大綱を掲げます。

- **ともに支えあい、健やかに暮らせるまち**
- **未来の担い手を育み、生涯を通じて学ぶまち**
- **人が集い、にぎわいと活力あふれるまち**
- **安全・安心で、自然環境と共生するまち**
- **快適な生活を支え、住み続けたいまち**
- **みんなでつくる、確かな未来を拓くまち**

(5) 施策の大綱

基本目標	政 策	施 策	ページ	
ともに支えあい、 健やかに暮らせるまち	1 子ども・子育て支援の推進	1-1 子ども・子育て支援の推進	66	
	2 福祉の推進	2-1 地域福祉の推進	70	
		2-2 高齢者福祉の推進	72	
		2-3 障がい者(児)福祉の推進	74	
		2-4 社会保障の円滑な運営	76	
	3 保健・医療の推進	3-1 健康づくりの推進	80	
		3-2 地域医療体制の推進	84	
	未来の担い手を育み、 生涯を通じて学ぶまち	4 学校教育の推進	4-1 学校教育の推進	88
		5 生涯学習の推進	5-1 生涯学習の推進	90
6 スポーツ・文化の振興		6-1 スポーツの振興	92	
		6-2 文化・芸術の振興	94	
人が集い、 にぎわいと活力あふれるまち	7 産業の振興	7-1 工業の振興	98	
		7-2 商業・サービス業の振興	100	
		7-3 農林漁業の振興	102	
	8 地域資源の活用	8-1 ブランドの振興	106	
		8-2 観光の振興	108	
	9 働く環境の充実	9-1 働く環境の充実	110	
	10 移住・定住の促進	10-1 移住・定住の促進	112	
	安全・安心で、 自然環境と共生するまち	11 安全対策の推進	11-1 危機・防災・減災対策の推進と消防力の強化	116
			11-2 生活安全対策の推進	120
		12 環境保全の推進	12-1 地球温暖化防止対策の推進	122
12-2 自然環境の保全			124	
12-3 生活環境対策の推進			126	
13 居住環境の充実		13-1 居住環境の充実	128	
快適な生活を支え、 住み続けたいまち	14 計画的土地利用の推進	14-1 計画的土地利用の推進	132	
	15 都市基盤の整備	15-1 幹線道路と交通網の整備	134	
		15-2 上下水道の維持・整備	138	
みんなでつくる、 確かな未来を拓くまち	16 地域コミュニティの振興	16-1 市民総参加の推進	142	
		16-2 地域活動の振興	144	
	17 市政運営の推進	17-1 持続可能な行財政運営	146	
		17-2 公有財産の適量・適正化	150	
		17-3 自治体DXの推進	152	
		17-4 広域行政の推進	156	

■ 政策 1 子ども・子育て支援の推進

・施策 1-1 子ども・子育て支援の推進

次代の社会を担う子どもたちが健やかで幸せに成長できるよう、その権利の擁護を図り、家庭や子どもを取り巻くさまざまな課題に的確に対応するほか、出会いや結婚、妊娠期から始まるライフステージに合わせた切れ目ない支援を通じ、安心して子どもを産み育てることのできるまちづくりを進めます。

また、保護者の多様な働き方への対応など、さまざまなニーズに応じた質の高い保育・幼児教育を提供するとともに、未来を生き抜く力を育む子育て環境の充実に努め、輝く子どもを育成します。

このほか、家庭、学校、地域、企業、行政がともに連携しながら、子どもを社会全体で支える環境づくりを促進し、「こどもまんなか社会[※]」の実現をめざします。

■ 政策 2 福祉の推進

・施策 2-1 地域福祉の推進

子どもから高齢者まですべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民や地域の多様な主体が地域づくりに参画し、「自助・互助・共助・公助」それぞれが役割を担い、ともに支えあう地域福祉の推進体制の充実に努めます。

・施策 2-2 高齢者福祉の推進

高齢者一人ひとりが尊厳と生きがいを持ち、自分らしくいつまでも健康でいきいきと暮らし、活躍できるまちづくりを推進します。

また、地域での見守りを推進するとともに、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制を構築し、安心して暮らせる地域づくりに努めます。

介護保険制度については、保険者である諏訪広域連合と連携して介護サービスの質と量の充実に努めるとともに、地域包括支援センターを中心とした支援体制の充実に努めます。

・施策 2-3 障がい者(児)福祉の推進

障がいのある方々が、主体性や自主性を持って自立した生活を送ることができる環境をつくるため、相談支援体制や福祉サービスの充実に努めるとともに、ノーマライゼーション[※]のさらなる普及と定着に向け、市民と行政が一体となって取り組みます。

また、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を提供するため、保健、医療、保育、教育、就労などの関係機関と連携した支援体制を強化するとともに、必要な支援が適切に提供される環境づくりに努めます。

・施策 2-4 社会保障の円滑な運営

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度などの医療保険制度の円滑な運営に努めます。

特に国民健康保険制度については、財政運営の責任主体である県と共同して財政の安定化と市民の健康の保持増進を図ります。

子どもや障がい者、ひとり親家庭などに対しては、福祉医療制度により経済的負担を軽減し、安心して必要な医療を受けられるよう支援します。

また、生活の安定と自立に向けた取組を推進するため、公的扶助や各種援護制度の適切な運営に努めるとともに、相談支援体制などの充実に努めます。

■ 政策 3 保健・医療の推進

・施策 3-1 健康づくりの推進

健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、市民一人ひとりが健康的な生活習慣の重要性について理解を深め、自分の健康は自分でつくるという自覚を持って健康づくりを進めることで、「健康寿命[※]の延伸」をめざします。

また、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じた望ましい生活習慣の定着に向けた保健事業を推進するとともに、家庭、学校、地域、職場、医療機関、自治体、ボランティア団体、行政などと連携、協働し、一人ひとりの健康づくりを支援する環境づくりに努めます。

感染症予防のための体制整備や正しい知識の普及などを推進し、感染症の発生の予防およびまん延の防止に努めます。

生活習慣病の発症予防・重症化予防や、がんの早期発見・早期治療に向けた各種健診（検診）による健康管理を促進します。

・施策 3-2 地域医療体制の推進

医師会など関係機関との連携を強化し、地域医療体制の維持に努めるとともに、将来にわたって安定した地域医療が提供できるよう、保健・医療従事者の確保や養成に取り組みます。

岡谷市病院事業については、市民病院として地域に密着した総合医療を安定的かつ継続して提供するため、医療スタッフの確保や医療機器の整備など、さらなる医療体制の充実を図るとともに、健全経営の維持に努めます。

■ 政策 4 学校教育の推進

・施策 4-1 学校教育の推進

子どもたち一人ひとりの個性、人格、人権を尊重しながら、有用感に満たされたその子の幸せ（ウェルビーイング）の実現のために、個々の能力や適性に応じた教育を推進し、魅力と活力ある学校づくりをめざします。

知・徳・体を一体的に育むため、思考力、判断力、表現力などの能力を高め、自ら主体的に学び、たくましく生き抜く子どもを育てます。

地域に支えられる協働と共生の学校づくりを推進するとともに、自然、歴史、文化、産業など、地域の資源を活用したふるさと学習を推進し、郷土を愛する心を醸成します。

個性を尊重し、多様性を包み込むあたたかな教育に取り組むとともに、「ひと・もの・こと・こころ」がつながる学びの環境づくりを推進します。

■政策5 生涯学習の推進

・施策5-1 生涯学習の推進

市民一人ひとりが、生涯にわたって自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、ライフステージや市民ニーズに応じた多様な学習機会を提供するとともに、SNSなどを活用した効果的な学習情報の発信を行いながら、生涯学習施設の利用促進を図ります。さらに、その学習の成果が市民の自主的、主体的な社会参加につながるように支援に努めます。

また、未来を担う青少年の健全育成と自立を支援するため、家庭、学校、地域と連携し、安全で心豊かに成長できる環境づくりを推進します。

■政策6 スポーツ・文化の振興

・施策6-1 スポーツの振興

市民のスポーツに対する意欲や関心を高め、生涯にわたってスポーツに取り組むことにより、活気あふれるまちづくりを推進します。

また、スポーツ団体などと連携し、さまざまな種類のスポーツに気軽に参加できる環境づくりに努めるほか、長野県で開催される令和10(2028)年第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の開催を踏まえ、大会などの実施や指導者の養成などを通じて競技力向上を図ります。

さらに、スポーツを通じて健康で活力に満ちた生活を送ることができるように、市民ひとり1スポーツの実現をめざします。

・施策6-2 文化・芸術の振興

市民一人ひとりの日々の暮らしを豊かにし、心の充足感、生きる力、他人に対するやさしさなどを育むことができるよう、文化や芸術に触れる機会の充実に努めるほか、個人や団体の主体的な文化芸術活動を発表できる場を提供し、文化や芸術への関心を高めることにより、市民の文化芸術活動の活性化を図ります。

また、本市の礎を築いた製糸業にかかわる近代化産業遺産群[※]や製糸機械類をはじめ、日本遺産[※]に認定された縄文時代の特徴的な遺跡や出土品などの文化財を活用し、関係する自治体や団体などと連携した情報発信やイベントなどの開催により、地域の活性化を図ります。

このほか、本市発展の歴史を伝える史料の調査、収集、保存に取り組み、その成果を広く発信します。

■ 政策 7 産業の振興

・施策 7-1 工業の振興

基幹産業である製造業の持続的な成長を実現するための環境整備に努めるとともに、高度な精密加工技術をさらに高め、さまざまな分野で貢献することをめざし、新技術・新製品や高付加価値製品などの開発、人材育成、革新的技術も活用した生産性向上や新規成長産業分野参入に向けた支援などに取り組みます。

また、さまざまな技術を保有する産業集積地の優位性を強化するため、既存企業流出防止や企業誘致に取り組むとともに、新規創業支援や事業承継支援、次世代を担うものづくり人材の育成にも努めます。

2050年岡谷市ゼロカーボンシティ宣言の実現をめざし、事業者のカーボンニュートラルへの取組を支援します。

・施策 7-2 商業・サービス業の振興

商業の振興では、地域の魅力を活かした商店街の育成を支援するとともに、消費者ニーズや時代の変化に的確に対応できる、個性と魅力ある個店づくりを関係団体と連携して支援します。

また、消費者、事業者などとの協働により、中心市街地の活性化に取り組むことで、活力とにぎわいの創出を図り、暮らしに彩りと潤いがあふれ、「楽しい」があるまちをめざします。さらに、意欲的な事業者や創業者を積極的に支援し、新たな商業活力となる人材の育成に努めます。

サービス業の振興では、時代の流れに的確に対応した企業支援を行い、経済の活性化や市民生活の向上につながるサービス産業の育成に努めます。

・施策 7-3 農林漁業の振興

自然的、社会的立地条件を活かし、花き、野菜などの施設園芸を中心とした都市型農業の振興を図るとともに、食の安全に対する消費者の関心の高まりと地場産業振興の観点から地産地消を推進し、持続可能な農業の支援に努めます。また、生産基盤の整備や意欲の高い担い手への農地の利用集積を進め、優良農地の確保と有効利用を図り、農地の適切な保全と活用に努めます。

森林は、木材の生産はもとより、国土の保全、水源のかん養、保健休養などの公益的機能を有しています。「平成 18 年 7 月豪雨災害」など、これまでの経験から得た教訓も踏まえ、森林の機能を維持していくため、計画的な造林や育林を図るとともに、病虫害防除対策や鳥獣被害防止対策を推進するなど、森林の適切な保全と管理に努めます。

諏訪湖、天竜川を基盤とする内水面漁業[※]は、漁場の浄化や人工種苗放流[※]などによる漁場、漁業資源の維持への支援に努めます。

■ 政策 8 地域資源の活用

・施策 8-1 ブランドの振興

岡谷ブランドブック^{*}に掲げる「湖に映える、美しいものづくりのまち」を岡谷のブランドコンセプトとし、諏訪湖をはじめとした豊かな自然資産や本市の基幹産業であるものづくり資産を活用した産業観光^{*}のほか、まちの礎を築いたシルク関連資産、童画家 武井武雄^{*}の아트を中心とした文化資産、うなぎや酒、味噌をはじめとする食資産など、本市が持つさまざまな地域資源を活用し、魅力ある地域づくりを推進するとともに、さまざまな情報発信手段を活用して岡谷ブランドの発信に努めます。

また、岡谷ブランドの発信拠点である岡谷蚕糸博物館シルクファクトおかやを核に、シルク岡谷、糸都岡谷の歴史と文化を伝承するとともに、新たなシルク文化が生まれるまちとして、養蚕から生糸生産、商品化まで取り組むなど、シルクのまちづくりを推進します。

・施策 8-2 観光の振興

諏訪湖をはじめとした豊かな自然資産や特色ある文化施設、個性ある観光施設などを有効に活用し、岡谷ならではの体験価値を提供するとともに、新たな資源の掘り起こしに努めます。さらに、岡谷市観光案内所を拠点に、多様な情報手段を活用して積極的に観光情報を発信するとともに、関係団体などとの連携により、国内外からの観光客の受入れ体制の充実に努めます。

また、近代化産業遺産群を巡るツアーやものづくり技術を活かした体験ツアーなどの産業観光を推進し、魅力ある観光ルートの確立を進めるとともに、県内外の広域的な観光連携の推進に努めます。

■ 政策 9 働く環境の充実

・施策 9-1 働く環境の充実

性別、年齢、心身の状況、介護や子育てなどにかかわらず、市民一人ひとりが安心してやりがいを持ち、働くことができる社会の実現をめざすとともに、働く誰もが豊かで幸せを実感できる生活の実現のため、勤労者福祉推進団体の育成や支援に努め、勤労者の福利厚生の実現を図ります。

また、生産年齢人口の減少に対応するため、県外などへ進学、就職した若年層や首都圏などの現役世代を中心にU I Jターンを促し、市内企業の人材確保に取り組みます。

■ 政策 10 移住・定住の促進

・施策 10-1 移住・定住の促進

産業の集積による働く場の充実、コンパクトで利便性の高い生活環境、首都圏・中京圏からのアクセスの良さといった本市の強みを最大限に活かし、多くの人に住んでみたいと選ばれるまちをめざします。

このため、まちの魅力に加え、移住後の暮らしがイメージできるなど効果的なシティプロモーションを実施して本市の認知度を高めます。また、交流・関係人口の創出拡大から来訪者を増やし、住まいや仕事、子育てなどの暮らしの支援の充実により移住を促進します。そのうえで、本市に住むすべての人々に住み続けたいと望まれる施策の充実により定住を促進します。

■ 政策 11 安全対策の推進

・施策 11-1 危機・防災・減災対策の推進と消防力の強化

集中豪雨などの風水害や大規模地震などの自然災害はもとより、市民生活に重大な影響を及ぼす事件、事故など、多種多様な危機事象や緊急対処事態に適切に対応できる危機管理体制および消防力の強化に努め、安全・安心なまちづくりを推進します。

特に、「平成18年7月豪雨災害」など、これまでの経験から得た教訓や知識を忘れることなく後世に伝承し、防災・減災意識の普及啓発を一層促進します。あわせて国や県と連携した流域治水、砂防、治山を含む防災・減災基盤の整備を計画的に進めます。

また、消防団の団員確保や組織、装備の強化により、自主防災組織の充実を図るとともに、「自助・互助・共助・公助」の考え方にに基づき、市民、地域、企業、関係機関と行政が相互の連携を深め協働することにより、総合的な地域防災力の強化に努めます。

・施策 11-2 生活安全対策の推進

関係機関や関係団体との連携強化を図りながら、交通安全、防犯、消費生活などの生活の安全・安心にかかわる施策を推進します。

特に、高齢者をターゲットとした特殊詐欺（電話でお金詐欺）をはじめ、インターネットを悪用した犯罪など、新たな手口の犯罪被害防止に努め、市民一人ひとりが安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

■政策 12 環境保全の推進

・施策 12-1 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化による異常気象の影響が深刻化している状況を踏まえ、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現をめざすため、再生可能エネルギー[※]の利用、市民、事業者、行政の連携・協力による二酸化炭素排出量削減のための活動、循環型社会の形成などをさらに推進します。

また、市民一人ひとりが地球温暖化への関心と問題意識を持ち、実践につなげるため、啓発活動の充実を図ります。

・施策 12-2 自然環境の保全

先人から受け継いだ豊かな自然環境を次代へつなぐため、里山や水資源の保全、諏訪湖をはじめとした水辺環境の整備などを推進し、豊かな生態系の保全と自然にふれあう機会の創出により、自然共生社会[※]の実現をめざします。

このほか、子どもから大人まで市民一人ひとりが、環境保全に向けた活動に継続的に取り組めるよう、環境教育の充実に努めます。

・施策 12-3 生活環境対策の推進

市民や事業者などが、環境保全活動に主体的に参加することを通じて環境に対する意識とモラルの向上が図られるよう、市民、事業者、行政が一体となった環境保全活動に取り組みます。

また、生活環境に影響を及ぼす不法投棄や騒音、振動などについては、関係機関と連携した調査やパトロールの実施などを継続実施していきます。

このほか、諏訪湖周クリーンセンターの適正な管理運営を図るとともに、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの排出抑制とごみの適正処理に努めます。また、湖北火葬場および湖北衛生センターの適正な管理運営を図ります。

■ 政策 13 居住環境の充実

・施策 13-1 居住環境の充実

安全で安心な暮らしの実現を図るため、空き家等の発生予防から管理不全の空き家等に至るまで、総合的な施策を推進するとともに、生命の安全を確保するため、耐震診断や耐震改修、安全な区域への移転などを促進します。

また、脱炭素社会に向け省エネルギー住宅の普及を促進するほか、移住・定住、ライフステージに応じた住替えなどを推進するため、既存住宅の利活用に向け取り組みます。

低額所得者や高齢者、子育て世帯など、住宅の確保に配慮を要する方の住宅セーフティネット[※]の機能充実に取り組むとともに、施設の老朽化が進む市営住宅については、居住環境の改善を図るための改修や適正な供給量の確保と適切な維持管理に努めます。

■ 政策 14 計画的土地利用の推進

・施策 14-1 計画的土地利用の推進

将来にわたり生活サービスや地域コミュニティなどが持続的に確保されるよう、人口密度の維持や都市機能の集約・誘導によるコンパクトなまちをめざします。岡谷駅周辺地域は、まちの玄関口としての立地特性を活かすことができるように早期の整備に努めます。

諏訪湖辺面[※]の利活用を促進し、自然と共生した水辺空間の創出に努めます。

公園は計画的な維持修繕などにより施設の長寿命化を図るとともに、にぎわいの創出や魅力向上に向け機能の強化、特化に取り組みます。

■政策 15 都市基盤の整備

・施策 15-1 幹線道路と交通網の整備

道路は、市民生活や地域経済、地域間交流などの都市機能を支える重要な社会基盤であることから、災害時における緊急活動の円滑化や、避難路としての機能を確保するため、都市計画道路などの幹線道路の整備を促進するほか、諏訪湖スマートインターチェンジの整備効果が発揮できるよう、交通網などの整備に取り組みます。

また、市民生活の安全・安心を支える生活道路の適正な維持管理や歩行者などが安心して通行できる環境整備に努めます。

コンパクトなまちの利便性をさらに高めるため、鉄道、路線バス、シルキーバス、スワンバスが連携して、市民一人ひとりが利用しやすく、歩いて暮らせる公共交通の構築に努めるとともに、高速交通網整備を推進します。

・施策 15-2 上下水道の維持・整備

上下水道は、市民生活や企業活動に欠かすことのできない社会生活基盤です。人口減少や施設の老朽化など厳しい経営環境の中で、将来にわたり安定的に事業を継続するため、経営の健全化と経営基盤の強化を図り、施設や設備の適正な維持管理と更新に努めます。

水道事業は、安全で安心な水道水の供給を安定して継続できるよう、施設の更新や再構築を計画的に進めるとともに、施設の耐震化に取り組みます。

下水道事業は、市民が快適で衛生的な生活を継続できるよう、施設の適正な維持管理に努めるとともに、施設の長寿命化や耐震化に取り組みます。また、豪雨災害の被害軽減をめざし、^{うすいきよ}雨水渠事業に取り組みます。

温泉事業は、引き続き施設の適正な維持管理に努めます。

■ 政策 16 地域コミュニティの振興

・施策 16-1 市民総参加の推進

多様化・複雑化・高度化する市民ニーズや時代に即した変化に迅速に対応するためには、行政だけではなく、市民をはじめ学校、区、NPO、市民活動団体、企業など多様な関係者が手を携え、市民総参加によるまちづくりを推進することが必要です。

このため、さまざまな情報通信手段を活用し、正確でわかりやすい広報と市民ニーズを的確に捉える積極的な広聴に努めるとともに、市民などの声や意見を市政に反映する仕組みを充実させ、まちづくりへの参加意識の高揚を図ります。

また、一人ひとりの人権を尊重し、多様な生き方を認めあいながら、誰もが社会や地域で能力を十分に発揮することができる、ジェンダー平等の視点に基づいた取組を推進します。

・施策 16-2 地域活動の振興

人口減少や少子高齢化が進行する中、価値観やライフスタイルの多様化と複雑化、雇用期間の延長、さらに情報化社会の進展により、地域社会へのかかわりに対する希薄化が進み、地域づくりの担い手不足やコミュニティ機能が低下しています。

このため、円滑な地域活動の運営ができるよう地域住民の意識高揚を図り、新たに地域リーダーとなる人材の育成や自治活動の支援に努めます。

また、市内に在住する外国人が、適切な行政サービスや医療サービス、学校教育などを享受できるよう、関係団体などとの連携による支援を推進するほか、円滑なコミュニケーションが図られるよう、幼少期からの国際理解教育を充実するなど、異文化に関する理解の醸成に努め、多文化共生社会の実現をめざします。

■ 政策 17 市政運営の推進

・施策 17-1 持続可能な行財政運営

社会経済情勢の変化や進行する人口減少、少子高齢化などにともない、行政需要がますます多様化・複雑化・高度化する中で、的確に市民ニーズを把握し、社会情勢に適した質の高い行政サービスを将来にわたって提供する必要があります。

こうした中で、少子高齢化による生産年齢人口の減少などにより、本市の歳入は減少傾向にあり、一方で歳出は高齢化による社会保障関係経費や公共施設などの長寿命化に係る経費の増加が続くことから、厳しい財政状況となることが予想されます。

このことから、効果的な業務効率化や人材育成などたゆまぬ行財政改革に取り組み、時代に応じた行政サービスの提供と将来にわたり持続可能な行財政運営の確立に努めます。

・施策 17-2 公有財産の適量・適正化

将来的な財政状況を見据えつつ、市民ニーズに対応したサービスの充実や魅力あるまちづくりの実現に向けて、貴重な財産である福祉、教育、文化、産業振興分野などの公共施設を最適に次世代へ引き継ぐために、総合的かつ計画的な適量化や適正化に取り組みます。

また、公有財産の適切な管理を行うとともに、遊休財産については民間などでの有効活用が図られるよう、積極的な売却などに努めます。

・施策 17-3 自治体 DX の推進

デジタル技術の進展により、A I（人工知能）をはじめ、I o T（モノのインターネット）やクラウド※などを活用することで、これまでできなかったことができるようになり、市民生活や企業活動をはじめ、社会課題の解決において大きな変革が起きています。

このような状況を踏まえ、デジタル技術やデータを活かして自治体業務の進め方に根本的な変革をもたらす取組を進め、業務効率化を促進します。同時に、人的資源を行政サービスのさらなる向上に役立てるなど、持続可能な行政体制の構築に努めます。

また、デジタルの活用により、市民一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会」の構築をめざします。

・施策 17-4 広域行政の推進

道路交通網などの社会基盤の整備により、市民の日常生活圏や経済活動の範囲は市町村の区域を越えて広がり、社会構造の変化やライフスタイルの多様化も相まって、行政運営や行政サービスの提供にも変化が求められています。

このため、広域的に共通する行政課題に対しては、周辺市町村との連携により効率的かつ効果的に取り組めます。

また、市町村合併については、地域の将来を見据える中で、的確な情報提供と民意の把握に努めます。

【用語解説：序論～基本構想】

1 序論

(1)計画の策定に当たって

- ※岡谷市総合計画の策定に関する条例(平成 30 年岡谷市条例第 1 号)：市政運営に係る最上位の計画である岡谷市総合計画の位置づけを明確にするとともに、策定の原則や手続などをはじめ、将来の都市像および人口のほか、まちづくりの基本目標などを掲げた「基本構想」については議会の議決事件とすることなどについて定めた条例。
- ※地方版総合戦略：全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会をめざす、国の「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案して、都道府県、市町村が策定する総合戦略。デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組についてまとめたもの。

(3)時代の潮流

- ※ I o T : Internet of Things の略称。モノのインターネット。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化などが進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。
- ※ビッグデータ：デジタル化のさらなる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサーなど I o T 関連機器の小型化・低コスト化による I o T の進展により、スマートフォンなどを通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動などに関する情報、また小型化したセンサーなどから得られる膨大なデータ。
- ※平成 18 年 7 月豪雨災害：平成 18(2006)年 7 月 19 日に市内で発生した豪雨による災害。7 月 15 日から 19 日まで降り続いた大雨が、観測史上最大となる連続総雨量 400mm を記録する中、19 日未明に市内各地で同時多発的に土石流が発生し、瞬時に 8 名の尊い命が奪われるとともに、家屋の流出や倒壊、浸水など、市民の生命や財産に甚大な被害を及ぼした。
- ※ I C T : 情報通信技術。情報技術の「 I T (Information Technology)」に通信の「 C (Communications)」を組み合わせた用語。
- ※ D X : Digital Transformation の略称。コンピュータやインターネット、スマートフォンなどの「デジタル技術」を活用して、仕事や生活をより便利にしたり、より良いサービスを提供したりすること。なお、「 D X」と表記するのは、英語圏で「Trans」を「 X」と略して書く慣習があるため。

2 基本構想

(2)将来展望人口（岡谷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）

- ※岡谷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン：本市におけるまち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を展開する上で重要な基礎となるもの。本市における人口の現状を分析するとともに、人口の現状分析で把握した課題を踏まえつつ、住民の結婚・出産・子育てや、移住に関する意識・希望などを把握し、めざすべき将来の方向性を提示している。「まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)」に基づき、平成 27(2015)年 12 月 25 日に策定。

(3)土地利用の構想

- ※農振農用地地域：今後、継続的に農業ができるように守っていく必要がある農地として、法律に基づき指定された農業振興地域の農用地で、農業以外の用途に利用することが制限されている農地。
- ※水源かん養：森林や水田の働きにより、渇水や洪水を緩和して安定的に水が供給されること。

(5)施策の大綱

■政策 1

※こどもまんなか社会：常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策をわが国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする社会。

■政策 2

※ノーマライゼーション：高齢者も、障がいのある人も、誰もが通常(ノーマル)の生活が送られるようにしようという考え方。地域でお互いに支えあい、普通に暮らすこと。

■政策 3

※健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

■政策 6

※近代化産業遺産群：経済産業省が、わが国の産業の近代化に大きく貢献した「近代化産業遺産」について、地域史、産業史を軸とした 33 のストーリーをとりまとめ、地域活性化に役立つものとして平成 19(2007)年 11 月に認定を行ったもの。

※日本遺産：地域の歴史的な魅力や特色を通じてわが国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。ストーリーを語る上で欠かせない魅力あふれる有形や無形のさまざまな文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としている。

■政策 7

※内水面漁業：河川、湖沼などで行う漁業または養殖業。

※人工種苗放流：諏訪湖ではワカサギを主とした各種魚類の卵や稚魚を放流すること。

■政策 8

※岡谷ブランドブック：岡谷の魅力を高め、市外から多くの人々を呼び込み、本市を「訪れたいまち・住みたいまち」に育てるため、平成 24(2012)年 3 月、民間主体の「岡谷市ブランド戦略検討委員会」が、「岡谷のブランド化」に向けたブランドコンセプトやアクションプランなどをまとめた冊子。

※産業観光：工場、職人、製品など、その地域特有の産業に係るものや昔の工場跡、産業発祥の地などの産業遺構を観光資源とする旅行のこと。

※武井武雄：明治 27(1894)年～昭和 58(1983)年。岡谷市出身。「子どもの心にふれる絵」の創造をめざして、自ら『童画』という言葉を生み出し、大正から昭和にかけて童画、版画、刊本作品、玩具やトランプのデザインなどさまざまな芸術分野に活躍し、いつも探求心を持って生涯挑戦を続けた。

■政策 12

※再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地中熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

※自然共生社会：生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存の確保された「自然と共生する社会」。

■政策 13

※住宅セーフティネット：住宅確保要配慮者が、民間住宅市場の中で独力では住宅の確保が困難な事態に直面した際に対応するための仕組み。公営住宅の提供などにより、それぞれの所得、家族構成、身体の状況などに適した住宅を確保できるようにするもの。

■政策 14

※諏訪湖辺面：諏訪湖の辺(ほとり)を境にした水面部分と陸地部分。

■政策 17

※クラウド：インターネット上にある膨大なデータを保存したり、ソフトウェアやサービスを利用したりすることができる仕組みのこと。例えば、Gmail や Google ドライブ、Microsoft Azure などが代表的なクラウドサービス。

